

【反社会的勢力との契約解消】

- 1 「暴力団と分かっていたら契約なんてしなかったのに。」
こんな話は今や社会常識であります。

暴力団等の反社会的勢力との関係を持つことは、個人や企業にとって経済的な不利益を強いられるおそれがあることはもちろん、社会的信用の喪失にもつながります。

例えば、暴力団関係者であると知らずに、某ホテル事業者（架空）がホテルでの宴会の催しを受け付けたところ、ホテルが暴力団主催の結婚披露宴パーティーの会場とされてしまったとか。暴力団関係者だって、豪華ホテルの会場で多くの仲間から盛大に結婚を祝福して欲しいのでしよう。

しかし、他のホテルの利用者からすれば、隣の会場で、「そっちの人達」が集まっていたら落ち着かないでしょうし今後の利用を差し控えるでしょう。それとともに、ホテルのレピュテーションは低下してしまうかもしれません。

もちろん、うっかり暴力団関係者と取引関係に入ってしまった上記某ホテル事業者等の多くの事業者は、相手方が暴力団関係者でないことの確認をしたうえで取引を行っています。しかしながら、映画やテレビで見られるような、いかにも暴力団風の見ただ目で「俺はヤクザだ！取引をしてもらおうじゃないか！」というように取引関係を申し込まれるならともかく、暴力団関係者は、普通の人を装ったり、平気で暴力団関係者ではないとの申告や誓約書を出したりします。

それゆえ、「暴力団とは取引はしません！」と標榜していても、うっかり取引をしてしまう例は後を絶ちません。

- 2 民暴大会に行きました。

前置きが長くなりましたが、平成29年7月14日、石川県金沢市で第86回民事介入暴力対策金沢大会、いわゆる民暴大会が開催されました。

民暴大会は、日本弁護士連合会、各ブロック地域の弁護士連合会（今回は中部弁護士連合会）、各単位会の弁護士会が持ち回りにより主催している大会で、年2回、全国各地で行われる民暴弁護士にとっての一大イベントです。

金沢大会では、民暴弁護士はもちろん、暴追センター、警察関係者等、全国から約700名もの参加者が集まりました。埼玉弁護士会からは、私を含め20名余りの弁護士が大会に参加しました。

今回の大会テーマは、「反社会的勢力との契約解消～暴排条項の活用を中心として～」というもので、簡単に言えば、相手が暴力団員と知らずに契約を結んでしまった



齋藤 伸一 弁護士

場合、どのようにその契約関係を解消していくか、というようなことが議論されました。まさに、上記のようにうっかり契約関係に入った場合の対応について、弁護士や警察関係者等会場にいる多くの参加者が一体となって考える大会となりました。

3 気付いたらすぐ契約の解消を！

契約の解消の手段はいくつもあります。

その中で今回の民暴大会のサブタイトルになっている暴排条項に基づく契約解除が最もシンプルな方法になるのではないのでしょうか。

暴排条項とは、契約書、規約、取引約款等に設けられる条項であって、暴力団等の反社会的勢力が取引の相手方となることを拒絶する規定や、仮にうっかり取引を開始してしまってもその後取引相手が反社会的勢力であることが発覚した場合や不当要求が行われた場合には、契約を解除して取引相手を排除できることが規定された条項をいいます。

例えば、銀行の取引約款等には暴排条項があるため、口座名義人が暴力団員であると判明した場合は、暴排条項に従い契約解除することができる内容になっています。

しかし、銀行取引約款等の暴排条項の導入は、銀行業界において平成21年以降に始まりました。では、平成21年より前に口座を開設した暴力団員にも、暴排条項が適用され、解約することはできるのでしょうか。

そもそも契約は、契約内容について当事者の意思の合致があるからこそ拘束力があるのです。したがって、契約成立後に相手方の同意なく一方的に契約内容を変更し不利益な条件を押し付けることは、原則として許されないことから問題になります。

この点について、某暴力団幹部と大手銀行が裁判で争うことになりました。事件は最高裁判所にまで持ち込まれ、ついに平成29年7月、暴排条項導入前まで遡って口座を解約することは有効であるとの判断が示されました。紙幅の関係から判断理由については触れませんが、これによって、多くの金融機関により、暴排条項導入前に締結された契約の口座解約の流れが進むかもしれません。マネーロンダリング事件にあっては、暴力団関係者が関与している件数が相当数あるとされていることから、解約が進めば犯罪抑止につながるかもしれません。

暴力団を含めた反社会的勢力との契約の解消手段は、暴排条項に限られません。反社会的勢力との取引関係は、企業のレピュテーションリスクの大きな要因です。取引相手が暴力団であると気付いたら、手遅れになる前にすぐ民暴委員会にご相談されることを強くお勧めします。

寄稿者

さいたま市浦和区仲町1丁目11番13号

畑法律事務所 ☎048-822-2029 FAX 048-832-0934

埼玉弁護士会所属 民事介入暴力対策委員会

齋藤 伸一 弁護士

この原稿は、公益財団法人埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センターが賛助会員に配信しているメールマガジン「埼玉県暴追センター通信No.104」から編集したものです。